

熊本バス株式会社に対する再生支援決定について

2015年2月13日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称
熊本バス株式会社
2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称
熊本第一信用金庫（以下「第一信金」という。）
株式会社肥後銀行（以下「肥後銀行」という。）
九州BOLERO2号投資事業有限責任組合（以下「スポンサー」という。）
3. 事業再生計画の概要：別紙参照
4. 買取申込み等期間
2015年2月13日（金）から
2015年4月3日（金）まで（機構必着）
5. 回収等停止要請
法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
6. 商取引債権の取扱い
再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、実質的な債権放棄等の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。
7. 再生支援決定についての機構の考え方
本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、大正元年の創業以来100年を超えて、熊本市及びその周辺部において交通事業を手がけているところ、その営業地域の主要部分には代替する公共交通機関がないことから、地域経済を支える重要な交通インフラとなっております。

また、再生支援対象事業者は、その営業地域において圧倒的な知名度と安定したブランドを確立しているうえ、営業地域の主要部分において代替する公共交通機関がないことから、その地域住民・沿線住民を中心に盤石な顧客基盤を構築しております。特に高齢者や通学利用者等の交通弱者にとって、再生支援対象事業者の交通サービスは不可欠な存在となっております。

以上のとおり、再生支援対象事業者は、地域にとって有用な経営資源を有するとともに、地域住民の生活に密着して地域経済の維持・発展に寄与しております。加えて、再生支援対象事業者は一定数の労働者を雇用していることから、機構が再生支援対象事業者の再生を支援することは、地域経済の活性化のみならず、雇用の確保に資するものといえ、支援の意義が認められると考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、①関係金融機関等調整、②スポンサーと再生支援対象事業者間の調整、③経営人材等の派遣を行うことを予定しています。

※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	熊本バス株式会社
②本店所在地	熊本市東区画図町重富 600
③設立日	1912年11月10日
④資本金	100百万円
⑤株式	発行可能株式総数 400万株 発行済株式総数 200万株
⑥事業	自動車一般運輸業(バス事業)、自動車学校運営業等
⑦従業員数	正社員157名、契約社員27名 (2014年12月31日現在)
⑧主な事業所	本社、熊本中央営業所、甲佐営業所、自動車学校等
⑨取引銀行	第一信金、肥後銀行他
⑩財務状況 2014年3月期	売上高: 1,258百万円、経常利益: △155百万円 当期純利益: △29百万円 純資産: △151百万円、総資産: 983百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、昭和15年より自動車による一般乗合事業を開始し、バス業を中心に交通サービス及びこれに付帯するサービスを提供することで、地域社会・経済に貢献し、順調に事業を拡大してきました。

近年、路線バス利用者数が減少していることから、一般乗合事業における赤字路線が増加しております。一般貸切事業(貸切バス業)も、デフレの継続及び規制緩和による競争の激化、更新投資の不足による競争力低下等を原因として、収益性が悪化しております。事業の悪化等のため、再生支援対象事業者は恒常的な資金不足に陥り、設備の更新投資が十分に実施できない状態が継続しております。

また、再生支援対象事業者は債務超過に陥っており、十分な設備投資を実施して、事業を継続するためには抜本的な財務状況の改善が不可欠な状況となっております。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、主力金融機関である第一信金及び肥後銀行並びにスポンサーと協議の上で、機構に再生支援を申し込むこととし、機構の再生支援の下、事業再構築を行い、もって金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する債権の価値の最大化を図ることといたしました。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業計画の基本方針/主要施策

再生支援対象事業者においては、スポンサーの支援のもと、以下の施策等を実施し、事業・業績の改善を図ります。

- (1) 一般乗合事業においては、車両広告の営業活動を活発化させることによって広告収入の増加を図ります。
- (2) 旅行事業においてターゲット客層を絞り込んだ営業活動を行うとともに、一般貸切

- 事業において商品の充実させ、両事業の収益力の増加を図ります。
- (3) 自動車学校事業においては、新たな講習の開始等により講習料の増加を図ります。
 - (4) 安全性をより向上させるとともに、事業競争力を確保するため、車両の更新投資等の必要な設備投資を計画的に行います。

2. 企業再編等

再生支援対象事業者は、スポンサーに対し3000万円の普通株式を発行することを予定しています。これによりスポンサーは、再生支援対象事業者の議決権の90%超を有することになります。

また、再生支援対象事業者は、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額について、金融機関より債務免除を受けることを予定しております。

3. ガバナンス体制等

再生支援対象事業者は、機構及びスポンサーから取締役等の派遣を受け入れます。

機構は、再生支援対象事業者の最大株主となるスポンサーと連携して、再生支援対象事業者のモニタリングを行い、事業再生計画の実行を推し進めます。

以上